

令和6年度奈良地方最低賃金審議会

第4回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和6年8月2日（金曜日）午後1時30分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、北尾亮、松田拓実

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 柘植労働基準部長、中村賃金室長、大橋賃金室長補佐

2 議題

(1) 奈良県最低賃金の審議（金額審議）について

(2) その他

【大橋補佐】

それでは、皆様お揃いでございますので、ただ今から第4回奈良県最低賃金専門部会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

また、本日の審議は「公開」として開始します。

それでは、伊東部会長、議事の進行をお願いいたします。

【伊東部会長】

それでは、第4回奈良県最低賃金専門部会を開催いたします。

最初に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私の他に

労働者側は、河本（かわもと）委員

よろしくをお願いいたします。

使用者側は、上村（うえむら）委員

よろしくをお願いいたします。

それでは、

議題（1）「奈良県最低賃金の審議（金額審議）について」

に入ります。

まず事務局から、他の都道府県の審議状況について、何か情報があれば説明をお願いいたします。

【中村室長】

現時点で把握している情報はございません。

【伊東部会長】

ありがとうございました。

それでは、本日の個別協議は、使用者側委員から行いたいと思います。

【中村室長】

使用者側委員が個別協議を行っている間、労働者側委員は、3階の労災補償課の会議室でお待ちいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

（個別審議）

（第2回全体会議）

【伊東部会長】

それでは、全体会議に入りますが、その前に事務局にて定足数を確認してください。

【大橋補佐】

それでは、定足数を確認します。

15時18分現在の定足数を確認したところ、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【伊東部会長】

ありがとうございました。

現在、定足数は満たされており、奈良県最低賃金専門部会は有効に成立していることを確認いたしました。

それでは、全体会議を始めます。労使各委員の皆さんの熱心な審議、お疲れ様でした。

ありがとうございました。

公益委員といたしましては、継続的に労使双方と協議してまいりましたが、労使双方が主張する金額に隔たりがあり、労使双方ともに「これ以上は譲れない」という主張でございました。

そこで、公益委員3名にて協議した結果、これ以上協議を重ねても、「労使が意見の一致を見ることは不可能だ」と判断するとともに、公益委員（案）をお示し、採決をとることにいたしました。

採決を具体的に申し上げますれば、部会長を除く出席委員の過半数をもって決することとなります。

なお、「賛成」「反対」が同数の場合は、部会長が決めることとなります。

それでは公益委員（案）を申し上げます。

中央最低賃金審議会の答申における別紙1「令和6年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」の1の「令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」を尊重することとし、現行936円にBランク50円を上乗せし、時間額986円に改正する。以上です。

なお、地域間格差については検討を重ねてまいりましたが、今回の目安額が従来よりも非常に大きいため、今回は額における格差を埋める余力が小さいことと判断させていただき、目安額を上乗せする形での986円とさせていただきたいということになります。以上です。

それでは採決をとりますので、部会長である私を除いた全委員、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の皆さん、「賛成」「反対」のいずれかに挙手をお願いいたします。

事務局にて、「賛成」「反対」の人数確認を行ってください。

まず、「賛成の方」、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、「反対の方」挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

委員の皆さん、ありがとうございました。

【大橋補佐】

賛成が公益委員 2 人、労働者側委員 0 人、使用者側委員 3 人、合計 5 人、
反対が公益委員 0 人、労働者側委員 3 人、使用者側委員 0 人、合計 3 人、
でございます。

【伊東部会長】

それでは事務局側から採決の結果を報告してください。

【大橋補佐】

採決の結果を報告いたします。賛成 5 人、反対 3 人でございます。

【伊東部会長】

それでは、ただ今の採決の結果、賛成多数により公益委員（案）を採用することとし、奈良県最低賃金専門部会の決定といたします。

あらためまして、改正決定する最低賃金額を申し上げます。

現行 9 3 6 円に 5 0 円を上乗せし、時間額 9 8 6 円に改正することとします。

それでは、事務局が報告書（案）を作成するまでの間、1 0 分程度、休憩とします。

1 5 時 3 0 分に再開いたします。

（休憩）

【伊東部会長】

それでは、再開いたします。

ただ今、事務局から委員の皆さんへお配りした「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を検討いたします。

事務局からこの報告書（案）を読み上げてください。

【中村室長】

それでは、「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を読み上げます。

（案）

令和 6 年 8 月 5 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額896円）は、令和4年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 坪田 園子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 松田 拓実

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 986 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件 名 奈良県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 896円
 - (3) 発効日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和4年

(3) 生活保護水準（令和4年）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,481円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$896 \text{円（奈良県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1か月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} \doteq \underline{125,670 \text{円}}$$

※ 時間額853円（令和4年度地域別最低賃金額の最低額）で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、日付は、本審にて報告する「令和6年8月5日」としております。

以上でございます。

【伊東部会長】

ありがとうございました。

ただ今、事務局が読み上げた報告書（案）につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（意見・質問なし）

ご意見、ご質問がないようですので、報告書（案）の（案）を取り除き、これを部会報告といたします。

最後に

議題（２）「その他」

ですが、事務局から何かございますでしょうか。

【中村室長】

皆様ありがとうございました。

なお、来週ですけれども、8月5日月曜日の午後1時30分から、第510回奈良地方最低賃金審議会を開催いたしますので、委員の皆様、ご出席いただきますようお願いいたします。

以上です。

【伊東部会長】

それでは、これもちまして、令和6年度の奈良県最低賃金専門部会を閉会いたします。

委員の皆様には、円滑な審議にご協力をいただき、ありがとうございました。

どうもありがとうございました。